

# 憲法から「慰安婦」問題を 考えてみませんか

～憲法 24 条改悪による国の「家族」「性」への介入～

日時 2018年 2月 17日(土) 午後 1 時半～4 時 15 分  
会場 ソレイユさがみ(相模原市立男女共同参画推進センター) セミナールーム 1  
(京王線・JR橋本駅 北口 イオン6F)

講師 吉川春子さん  
(「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール代表)

※講演前に DVD『15 のときは戻らない・ナムムの家のハルモニたち』(32分) を上映予定

※ 資料代 500 円 / 学生無料

戦前の女性がおかれた男尊女卑の家父長制を廃し、男女平等と個人の尊厳を第 24 条で謳う日本国憲法が公布され 72 年がたちました。

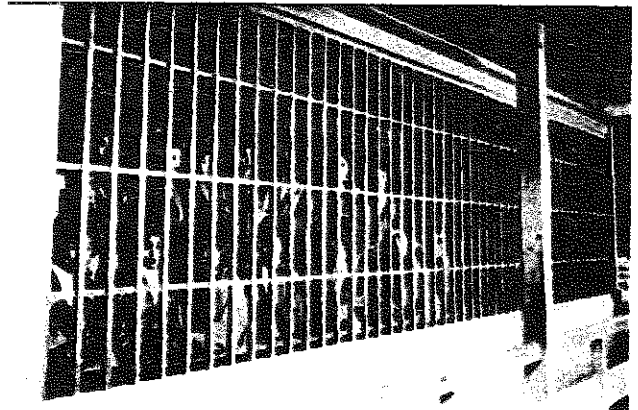
女性をめぐる現在の状況はどうでしょうか。貧困、性売買、性暴力被害などが、後をたちません。

また、日本の女性の政治参加は世界的に見ても大変遅れています。

なぜ、日本では女性の地位が低く、女性の人権意識が定着しないのでしょうか？

今こそ、憲法に立ち返り、憲法から「慰安婦」問題を考え、歴史をふまえ今を見直していきませんか。

改憲の発議が取り沙汰される中、現政権による 24 条改悪が何をもたらすかについても考えていただく機会となれば幸いです。



客待ちする娼妓たち。日本軍の要請で遊郭や農村から多くの日本人女性が集められ「慰安婦」として戦場へ送られた。

(写真は「近代庶民生活誌 色街・遊郭 I」南博編 三一書房より)

## 吉川春子さん 紹介

- 1983年～2007年の24年間、参議院議員として「慰安婦」問題解決の他、配偶者暴力防止法（DV法）、児童買春ポルノ処罰法など他党議員と共に立法提案し成立させました。
- 2000年～2008年 故岡崎トミ子さん、故本岡昭次さんらと共に、野党3党（民主、社民、共産）共同で「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を計8回提案し、立法解決をめざしました。  
この間、超党派の議員で被害各国を訪れ、被害者と面談するなどして、法案趣旨を説明し期待も寄せられました。
- 2010年、議員引退後『「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール』を立ち上げ学習会組織や各地での講演にとりくんでいます。この間、ビルマの日本人「慰安婦」名簿を入手し、ゼミナールとして日本人「慰安婦」の追跡調査を行いました。

長年の国会議員活動を通じて、日本の政治家の女性の人権に関するモラルが低いこと「慰安婦」問題が未解決であることは、決して無関係ではないとの訴えには大変説得力があります。

### 現行憲法

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

### 自民党改憲草案

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

2. 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

3. 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

※ 現行憲法と「草案」の対比。

「草案」                    部分が追加及び変更箇所。